

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第51号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第52号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第53号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第54号 学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(平成20年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 8 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 請願第4号 自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願
- 17 請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願  
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 18 意見書案第1号 自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意見書の提出について
- 19 意見書案第2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出について
- 20 発議第1号 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の調査事項の追加について
- 21 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会委員の選任
- 22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第51号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第52号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第53号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第54号 学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(平成20年度一般会計決算委員会委員長報告)

- 8 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 請願第4号 自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願
- 17 請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願  
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 18 意見書案第1号 自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意見書の提出について
- 19 意見書案第2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出について
- 20 発議第1号 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の調査事項の追加について
- 21 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会委員の選任
- 22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	服部 千 秋
5番	長谷川 原 司	6番	井村 淳 子
7番	中井 政 喜	8番	橋本 恭 子
10番	花畑 奈知子	11番	北川 嘉 明
12番	上田 富 夫	13番	村田 興 亞
14番	桜井 公 晴	15番	佐野 芳 彦
16番	熊谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上田 眞 也	書 記	木村 和 義
書 記	西田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首藤 正 弘	副 町 長	八幡 儀 則
教 育 長	寺田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸尾 満	経 済 建 設 部 長	富岡 慎 一
教 育 次 長	塚原 二 良	財 政 課 長	香田 大 然

(開議 午前10時00分)

議長(熊谷直行) 皆さんおはようございます。

平成21年第6回太子町議会定例会第5日目  
におそろいでご出席いただき大変ご苦労さ  
ます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

議長（熊谷直行） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成21年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、学校給食共同調理センター問題調査特別委員会委員長から会議規則第77条の規定に基づき、平成20年3月24日から平成21年9月4日までの委員会中間報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第51号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第52号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第53号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第54号 学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第2、議案第50号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第54号学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員。

村田興亞議員 それでは、委員会報告を申し上げます。

委員会審査報告書。

審査した事件、議案番号、議案第50号。付託年月日、平成21年9月8日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、審査経過については別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第51号。付託年月日、平成21年9月8日。件名、太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第52号。付託年月日、平成21年9月8日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経

過は別紙のとおり。(2)審査結果、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第53号。付託年月日、平成21年9月8日。太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第54号。付託年月日、平成21年9月8日。学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長(熊谷直行) 以上で福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第50号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第51号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第52号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第53号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第54号学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

議長(熊谷直行) 日程第7、認定第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成20年度一般会計決算委員会に付託して、休会中にご審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成20年度一般会計決算委員会委員長北川嘉明議員。

北川嘉明議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第1号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年9月15日火曜日午前10時から午後4時50分、平成21年9月16日水曜日午前10時から午後6時39分、平成21年9月17日木曜日午前10時から午後6時22分、平成21年9月18日金曜日午前10時から午後11時52分。この18日にあっては遅くまで時間がかかりました。委員の皆さん大変ご苦労さんでございました。なお、この時間がかかったのは教育委員会に相当時間がかかったということをつけ加えておきます。3、審査経過及び結果、1、審査経過については別紙のとおり。審査結果は可否同数のため、委員長表決により認定するものと決した。会議録は後日希望者に配付いたします。

それでは、平成20年度一般会計決算委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

1、審査に当たって。(1)付託案件の平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求めるとともに審査の過程でも追加資料の提出と説明を受け慎重に審査した。(2)説明補助員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め必要な説明を求めた。(3)審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査した。(4)平成20年度一般会計決算委員会の中で審議した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。前述のとおり審査日程に基づき審査した。審査の詳しい経過等は委員会会議録による。行財政運営の基本姿勢は、自治体の行財政は地方自治法第2条第14項「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とあるように、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めることである。全職員が入りをはかって出を制するの立場と財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない」の遵守を徹底すること。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。歳入について。町税等は、納税義務者等の実態把握に努め、新たな収入未済の発生と不納欠損処理を抑制するため、特別の体制を持って徴収に当たり収納率の向上を図ること。税等については、口座振替の推進に努めたり、コンビニ収納ができ

るようにして納付方法を工夫し、収納率を高めること。JR網干電車基地の課税見直しをすること。交付税等については、権限の移譲に伴う財源保障として必要額の安定確保を太子町独自に要求すること。福祉、医療、教育等の補助・負担金についても同様に対応すること。住宅建設資金等貸付金、保育料、教育費負担金等を放置することなく徴収に努めること。占用料については、近隣の姫路市並みに見直すこと。財産貸し付けについては、適正な価格を設定すること。また、財産管理システムを構築すること。たばこは太子町内で購入するようPRに努めること。自動販売機等の設置については、入札等を行い、適正に歳入すること。

歳出について。(1)各款共通事項について。負担金補助金及び交付金については、負担金、補助金、交付金の目的、効果等を精査・検証し、つき合い的なもの、不要なもの及び成果が期待できないものは整理すること。備品や消耗品等の調達については、町内調達を基本に透明性と公平性、競争性を確保し、経費の節減に努めること。備品等の管理について、備品台帳に基づく管理を徹底すること。委託料については、委託の効果、効率を考慮し、内部で対応可能なものについては積極的に内部対応に努め、経費を節減すること。委託、工事請負に係る入札・契約等については、あり方を検証し、地方自治法、町財務規則に基づき一般競争入札を徹底し、経費等の節減に努めること。委託料では、2から3社による見積もりでの随意契約ではなく、入札により公平に執行すること。

審議会等の委員については、人材バンク制度の導入等、公募委員の比重を高め、住民参加の機会を拡充すること。自動車損害賠償保険等の保険契約については、1社に限定せず見直すこと。

(2)各款の決算について。総務費。電算機器をさらに活用し、経費の節減と効率化並びにセキュリティの向上に努めること。

各種職員研修の成果を全職員が共有し、住

民サービス向上に生かすこと。 嘱託事務については、単位自治会との契約で対応すること。また、自治会活動助成金に嘱託事務手数料を含ませること。 公用車の運行管理は適切に行うこと。 住民参加の機会の拡充について、自治基本条例の制定を促進すること。

ハザードマップや防災マップの内容を再チェックすること。 外部監査の導入について検討すること。

民生費。 民生委員の推薦を厳格にし、資質向上を求めること。 ひとり暮らしの老人世帯の安心見守りコール事業において、個人情報漏れることのないよう努めること。

保健福祉会館の新たな駐車場の確保に努めること。 保育行政について、特に保育環境を整備して、安全・安心の保育を進めること。 高齢者等住宅改造費助成金についての周知徹底を図ること。 つくも荘の使用のあり方及び施設整備を検討すること。 児童館の設備を再点検すること。また、子育て学習センターとの連携を検討すること。 道路や各施設のバリアフリー化を進め、障害者に優しいまちづくりを進めること。 救急医療体制の確保・拡充に取り組むこと。 社会福祉協議会への補助金を見直して、自立を促すこと。

衛生費。 特定健診については、内容と機会を拡充し、健診率を高め、健康の維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。 揖籠保健衛生施設事務組合への負担軽減について、ごみ収集のあり方を整備し、負担経費等の節減に努めること。また、搬入した資源ごみの売却には適正な価格を設定し、負担の軽減を求めること。 上太田瓦れき処分場について、入札により参加業者を募り、経費節減に努めること。

労働費。 シルバー人材センターの求人等の情報提供に努め、就労の機会を公平に割り当て、拡充すること。 希望職種、適材適所の人材確保に努めること。

農林水産業費。 助成金のあり方を検討し、無駄をなくすこと。 地域経済活性化の

一環として、地産地消のための施策を拡充すること。 特産品については、原材料も地域での生産・供給に努め、生産と販売を支援すること。 農道、かんがい水路等の整備については、事業主体を支援する施策を講じること。 鳥獣被害、特にシカ、イノシシが頻繁に起きているので、対策を講じること。 福井大池のあり方を検討し、地域に愛される池として生かすこと。 緑化推進については、花と緑の原点に立ち返り対応すること。 たいし花と緑の会の抜本的な改革をし、コンクールの内容を精査すること。

商工費。 消費者相談窓口を設置して、住民の暮らしを守ること。 組織率を高めて、商工会等との連携を密にし、商工業の発展と活性化に努めること。 貸付金制度を周知・啓発し、利用しやすくすること。 太子町の観光PRを活発にしていこうこと。そのため観光資源を見直し、行政も観光協会に積極的にかかわること。 太子あすかふるさとまつりの内容を検討し充実させること。

土木費。 道路計画を公表し、ミニ開発等を指導・誘導すること。 生活道路の改修、改良箇所を明らかにし、整備を促進すること。 認定外の里道等の整備、促進に努めること。 下水道の水洗化率を高め、住民負担の軽減と会計の健全化に努めること。 前処理場のあり方を検討し、一般会計からの繰り出しを抑制すること。 都市排水計画をつくり、ミニ開発等により排水機能が麻痺・低下することがないように自治会等と連携し、開発者等を指導し、協力を得て排水等の機能確保に努めること。 町民から直接の要望に対し、自治会長経由でなくても懇切丁寧に対応すること。 河川を浚渫し、洪水被害対策を講じること。 公園遊具の点検を実施し、安全性を高めること。

消防費。 消防団員の確保と自主防災組織の活動を支援し、それぞれの連携、協力関係を構築すること。 災害時における避難施設の周知や誘導方法等について、状況に応じた最良の方法を選択できる体制を整えるこ

と。

教育費。学童保育の対象年齢の引き上げに努めること。幼稚園教諭の保育士資格取得を支援し、幼保一元化に努めること。学校図書館に専任の司書を配置し、内容の充実を図ること。学校図書館の図書充足率を高め、必要な蔵書を選択すること。学校給食については、センター方式に限定せず、委託のあり方、デリバリー方式、米飯給食の拡大等調査・検討し、給食のあり方等を見直すこと。スクールバス契約について、運転手の安全運転・安全管理に努めること。小・中学校の事務消耗品について、基本的基準、考え方を明確にすること。町民芸術祭展示スペースが狭く、展示のあり方を検討すること。IT関連機器導入は、技術進化の度合いを見て慎重に行うこと。図書館のIT化の推進と図書購入費の増加並びに住民へのサービス向上に努めること。

以上の審査意見をつけましたので、読み上げて報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(佐野芳彦議員「土木費の下水道が飛んだ」の声あり)

飛んだ。

(佐野芳彦議員「言うてもらわな。土木費でも下水道が飛んだ、4番目が」の声あり)

議長(熊谷直行) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時24分)

議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

北川嘉明議員

北川嘉明議員 先ほどの平成20年度一般会計決算委員会審査報告書の中の土木費につきまして1点、どうも読み忘れたのがありますので、再度読み上げときます。下水道の水洗化率を高め、住民負担の軽減と会計の健全化に努めること。以上、つけ加えておきます。よろしくお願ひします。

議長(熊谷直行) 以上で平成20年度一般

会計決算委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 反対の討論を行います。

私は決算認定の意義は行政効果の客観的判断と今後の改善や反省事項と町の財政等の実態を明らかにし、町民の理解と納得を得る上で重要な審査だと思っております。

さて、20年度決算は、収入の確保については甚だ不十分であります。例えば、土地の貸付金では1平方メートル、月14円であります。これは不当に安いと思ひます。なぜなら、町が借りているほうは同じような条件のところで1平方メートル当たり月額40円で約3倍であります。安く貸して高く借りるという実態は以前より指摘をしておりますが、一向に改善はされておひません。また、道路使用料についても不十分であり、かつ不平等な執行がなされておひます。

支出については、負担金146件のうち大部分の説明が不十分であります。必要であるので、今後ともに継続して審査を行いたい。

また、補助金7,800万円についても内容説明は十分にできておひない。例えば、社協との補助金3,200万円は社会福祉協議会そのものは赤字でも何でもなく、1億数千万円の預金を持っている団体であります。なぜこういうところに補助金を出すのか、あえて言うならば、その会の役職に町長がおられるからでしょうか。納得できないところあります。

繰出金の15億数千万円については、一般会計の約2割であり、特に下水道との繰り出しについては住民サービスの低下を招いている大きな要因であると思ひれます。

全国的に評価されている、例えば太子の図書館の予算にいたしましても大きく削り、私は福沢諭吉が言っておる学問のすゝめというものを讀んでも、この物より人に今投資をすべきだということを考えますと、こういう文化に対する予算のあり方というものについて非常に憂いておるものであります。

人件費全般についても、正職員には15億7,900万円で1人当たり790万円です。その他の職員は1億4,900万円で1人当たり150万円であります。格差社会が社会問題化しているとき、人事のあり方についてこれでいいのかと私は思っております。

最後に、委託料の9億円が大部分が随意契約であり、その実態は明らかにされておられません。委員会を通じて感じたのは、当局は実態の解明に協力せず、明確な答弁をせず、くねくねだらだらと時間稼ぎをし、時が過ぎるのを待っている、そういう行政のずるさを十二分に知らされた4日間でありました。

国は大きく変わりつつあるが、地方分権と言われる今日、これで太子町は本当に大丈夫なのかという思いで熟慮の上、本決算の認定には反対をいたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は決算特別委員会のメンバーでもありますが、その場でも一部申し上げ、本席で反対討論を行う旨、主張してまいりました。

当初予算、それから決算の総括質疑におきまして指摘してまいりましたことをすべてを繰り返すわけではありませんが、それらのことが実現することが地方自治の本来の仕事だろうと、このように考えます。

そして、本決算では施政方針で自主財源の確保に努めて、スリムで効率的な行政運営の推進を図る。また、行政評価の手法を用いて

事業の重点化とか、あるいは厳しい事務事業の選択、あるいは歳出の抑制と効率化に努めるとかということで執行してきた決算ではありますが、内容的には国やら県の悪政に追随する決算であるものと考えます。

また、年度当初にも本決算でも言いましたように、住民生活の厳しさにはほとんど目を向けずに対応してきたわけで、これを批判してまいりましたが、住民の暮らしというのは相次ぐ制度の改悪や、あるいは増税、使用料等の負担増で一層深刻になり極限に達しております。特に最近では、報道されておりますように、自殺者が年3万人を超え、また介護の必要な妻を殺害しようとした罪で夫の裁判が開始される。このような社会事象が物語っているものと考えます。

地方自治体の仕事は、住民の暮らしを支え、安全・安心のまちづくりを進めて住民の福祉の増進を図ることを基本にして行うということではありますが、格差の拡大とか貧困率の拡大は福祉・介護・医療・教育等の暮らしと人権、人間としての尊厳に係ることです。これらを支援することが地方自治のまた本旨であり、緊急の課題であります。

先の総選挙では、政府与党による積年の悪政に対する国民の不満が政権の交代を選択するという結果となったわけではありますが、住民の暮らしは本当に働いても働いても楽にならないというような実態に加えまして、最近では失業率も5.7%と非常に高いものになり、これらが追い打ちをかけております。したがって、悪政への追随ではなくて、住民の生活を支えることが必要であります。

それから、施政方針の主要施策の一部についてここでも触れますが、住みなれた地域の中で毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるように、保健・福祉・医療の連携、人に優しいまちづくり、これはこれまでもこれからも大切な課題であり、仕事であると思いますが、特に健康を維持し、安心して暮らし老いられるような行政にすることが行政としての務めであると。このことを肝に銘じた運

営に当たるべきだと、このように思います。

そういう面から国保、介護等との関係があるわけではありますが、健康の維持、早期発見、早期治療、あるいは介護予防の感染対策とか、あるいは人間ドックへの助成、特定健診の内容の充実、また町民健診、特定健診を受けやすくするために、何回も主張いたしますが、身近なかかりつけ医の医療機関で健診等ができるようにすることが大切であります。

また、近年の各地域での幾度とない自然災害から学んだ教訓を生かして、住民の生命、財産を守ることがまちづくりの原点であります。雨水対策には机上ではなく、住民とともに考え、計画から実施に至るまで住民参加で行うべきだと考えます。

特に本決算を通じて主張したいことは、委託料、工事請負費について、当初も補正予算も具体の金額を明らかにせず、決算もしくは契約の締結議案の際に初めて金額が明らかにされる、これは白紙委任をすることでありまして、到底容認することはできない決算であります。委託料や工事請負費につきましては、委託の効果あるいは効率を考慮して外部委託に頼らずに内部で対応可能なものはより一層内部で対応し、経費の節減を図る必要があると考えます。

本決算における一般会計の委託料の総額は9億1,300万円余り、工事請負費についても1億300万円余りとなっておりますが、これらの契約については積算、いわゆる予定価格の設定、契約のあり方をさらに検証をして、地方自治法、町財務規則に基づき一般競争入札を徹底して経費等の節減を図るべきであると考えます。

この中でも最低制限価格の公表をして一定の成果を得ておりますが、しかし地域等の厳しい状況を付しますと、その結果は100%に近い落札率になっているのは、その後の経過が物語っております。法律及び財務規則に基づく抜本的な改善が必要であります。決算審査の中でも明らかになりましたように、相見

積もりによる随意契約が相当見受けられます。政令で認められているからといって対応すべきではないと考えます。随意契約は競争性と公平性に逆行し、相見積もりであり、見積もりどおりの金額で契約しており、高い契約額となっております。言うまでもなく、契約等におきましては公平、公正、品質の確保、町の経済の活性化等を図り、町政の推進に公共の調達が果たす役割と機能がありますので、抜本的に検討、改善すべきであると考えます。

さらに、事件が続きます給食センターの運営と給食のあり方については、センターの建設ありきからセンターの改修に転換をいたしました。安全・安心な給食を供給するための給食のあり方、給食体制についての事件等の総括と今後の対応を明確にすべきであります。この件では身近で収穫した食材を使用して米飯給食を学校で炊飯器によることで実施している例を示して、米飯はすべてセンターで対応できないのでありますし、委託している現況下におきましては一校でも導入することを提言しておりますが、委託契約期間期限内に取り組み方針を明らかにすべきであります。

本決算における負担金補助及び交付金12億3,400万円余りのことにつきましては、決算審査意見の中でも触れておりますとおり、これらの履行を真摯に対応すべきであります。

さらに、繰出金につきましては、一般会計から各会計への繰出金は15億円余りであり、国保や下水道のように、住民生活にかかわるものと、本来業者が責任を負うべき皮革汚水を処理するための前処理場への繰り出しとは分けて対応する必要があります。特に国保は不況下で厳しい生活条件の中で高い保険税を負担しているのが実態であります。国保への加入率も世帯では1万2,238世帯中4,403世帯で、加入率も35.98%となっております。

皮革排水の処理は関係企業の責任によるものでありまして、この会計決算額は1億

4,500万円余りありますが、そのうちで業者が納めている使用料の占める割合はわずかに8%であります。当局が国保や下水道等を独立採算的で加入者が負担するのが当たり前のようの説明しておりますが、皮革汚水、前処理場への血税つぎ込みは不当であります。これを国保に回せば、加入者の負担を軽減することができるのであります。また、そうすべきであると考えます。

それから、広域行政についてもサービスの維持向上を図って、負担の軽減と事務事業の効率化を図る必要があると考えております。揖籠のごみ処理に係る負担の軽減は町の財政運営上も重要なことであります。

汚職事件等を引き起こした経緯が関係業者との癒着であり、業者等との契約についても見直し、改善することによって負担の軽減が図れるべきであるし、そうすべきであると思います。

最後に、委員会の審査意見の中でも触れておりますが、全職員が入りをはかって出を制するという立場と、財務規則第5条の予算執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及び、この規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責めを負わなければならないという規定を遵守することは当然であります。財務規則全体の立場で決められた予算と事務の執行に当たるべきであります。

以上の意見を述べ、本決算の認定に反対する討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、こ

れで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第 8 認定第2号 平成20年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第 9 認定第3号 平成20年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第10 認定第4号 平成20年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第11 認定第5号 平成20年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第12 認定第6号 平成20年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

議長（熊谷直行） 日程第8、認定第2号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第6号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員。

村田興亞議員 それでは、委員会審査報告書を申し上げます。

審査した事件、議案番号、認定第2号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

続きまして、審査した事件、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、認定第4号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、認定第5号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。

審査した事件、議案番号、認定第6号。付

託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年9月10日木曜日午前10時から午後1時52分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(熊谷直行) 以上で福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 まず、お尋ねいたします。

この議案第50号の太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第54号までの5件と、それから今言われました認定第2号の国保会計を含めて、以下認定第6号までの5件、合わせて10件の審査について報告書を見させていただいたんですけども、午前10時から午後1時52分、都合昼休みを除くと3時間ですね、3時間でこの10の案件をこなしたというふうに理解しとるわけなんですけれども、それについて委員長にお尋ねいたしますけれども、この認定の国保会計と介護保険、老人保健、後期高齢者、墓園事業の総決算額が87億円ですね、ざっと。これだけのボリュームがあり、しかも認定だけでも5件、条例の改正を含めると10件、これが実質審査というのは、私は午前中で終わったと思うわけなんです。午後からは採決に入らざるを得んと思うんですけど

も、これ私は物理的にこんなことが可能なかなと。国保だけでも私は報告書を見させていただきませうけれども、まだわからんといっぱいあるわけなんですけれども、私は以前から福祉については、この一つの委員会としてこれだけのものを付託するのはかなり大変やということで、今回もわざわざそのために福祉と総務の日程を変更して、福祉がもし時間が不足であれば、それに対応できるような体制ということで総務は譲ったわけなんですけれども、こんな、あんな、わずか3時間で済むような審査のやり方をされるんやったら、なぜあのときに日程変更までしてやったのかということが私は理解できないんです。この3時間余りでこれだけのものを本当に、失礼な言い方ですけども、委員の皆さんは理解された上で私は認定されたと委員長は判断されたのかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（熊谷直行） 村田興亞委員長。

村田興亞議員 ただいま上田議員の質問に答弁いたします。

確かに福祉文教常任委員会に付託された案件につきましては、議会運営委員会でも日程変更をして、この日程に9月10日ということで審査させていただいたわけです。

ほいで、ご指摘のように、そういう審査時間についてやっぱり十分されたかどうかという中身でございますけど、私たちは時間はもちろん当然十分とって日程的にもそういう配慮をして、しかも所管事務調査についてはもう今回今月は見送って付託案件一本で十分に審査しようと、こういう時間をとって各案件、認定、条例等について審査、審議したわけです。もちろん、その中では慎重審議し、私自身も委員長として十分時間をとり、皆さんの質問について、再度ありませんか、十分理解されて質疑をされたと思いますし、そういう時間配慮もとり、やったつもりです。その結果、こういう形で審査経過について述べておるように、時間的には結果的にそういうふうな解釈をされるかもわかりませんが、

委員一人ひとりについては十分理解した中でそういう結果について判定もされたと、以上のように思っております。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 20年度の国保会計決算について、反対討論を行います。

ただいまも意見ありましたけれども、国保会計は大変な会計であります。住民の負担が伴う会計でもあり、また医療費の動向によっても差が生ずる、対応が必要な会計であります。決算審査についてはより精力的に行うべきだと私は思います。

具体の反対討論の内容につきましては、一般会計と違いまして、この会計は医療費等必要な歳出を的確に把握をして、出に見合う歳入の確保が求められるわけでありまして、これらのことについては予算やら決算の質疑の中でも言っていました。本年度の補正予算並びに決算でもそういうことをただしてまいりました。これの主な財源としては、税はもちろんのことなんです。国庫支出金、療養給付費と同様に一般会計からの支援である繰入金を特定の歳入にするかどうかで残る保険税の負担が決められるわけでありまして。

さらに、一般会計でも言いましたように、皮革汚水の処理に血税を使うのではなく、この国保等の支援に使うべきであります。国保税が高いと嘆く住民が多々ある中におきまして相次いで税を引き上げてきた結果、収支差し引きが1億円余りを生じたわけでありまして、繰越財源は税の軽減に充てるか、もしくは将来に備えての財政調整基金等に積み立て、対応するべきだと、このようにこれまで

にも述べた意見をさらにつけ加え、本決算の認定に反対といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第3号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第4号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第5号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 特にこの件につきましても質疑等でただしてまいりましたが、特に75歳以上の住民を対象に、高齢者を対象に各保険からこれらの層を切り離して、医療費がかさめばかさむほどこの高齢者に負担を強いり、その他の世代につきましても負担があるわけでありますから、医療費がかさめばかさむほど、またその他の世代の負担も増えます。そういう医療を抑制する制度であります。これらの最悪の制度を一日も早く廃止することが必要でありますが、幸い新政権は廃止の方針

でありますので、国、県に対しまして一日も早くこの制度の廃止を求めることが住民福祉の向上に役立つものと考えます。

以上の意見を述べ、本決算の認定に反対いたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

中島貞次議員 私はこの後期高齢者医療制度について賛成討論させていただきます。

私自身、後期高齢者医療制度云々よりも私の基本的な考え方は、世代間、若年層、老年、一切境界をなくすというのが私の考え方で、協会けんぽとか、国保とか、そういう垣根を取り払うというのがベストだろうと考えておりますが、現在の後期高齢者医療制度については、まず1つ、過疎化による地域間格差をなくしたと。例えば、田舎のほう、あるいは大都市圏に対して高齢者に対する医療負担割合が大きく違うわけです。それを均一化、均一ではないですけども、その格差割合を少なくさせたということが1点。

それから、後期高齢者の方に保険料を支払っていただくことによりまして、働き盛りの若年層、若手世代に対する保険料の負担をなくそうというのが格差是正の2点目。

もう一点は、高齢者、75歳以上言われましても生活実態は大きく違うわけです。現在、金融資産が1,500兆円とも言われております。それぐらい資産を持った方がたくさんおられる。逆に言いますと、太子町内でも私はいろいろ相談を受ける中で、わずか2万円で生活しておられる、そういう世帯もおられるわけです。逆に数十万円の年金で生活しておられる高齢者の方もおられると。そういう方に対して、逆に生活支援する中で軽減措置もちゃんととられているという意味からして、そういう高齢者間による格差を何とかなくす方向でいろいろ考えておられるという意味で、現在医療費の負担というのは約半分が保険料で賄われておられるというふうに聞いております。患者負担がおよそ14%で医療費の

約3分の1が租税、いわゆる地方公共団体に賄っているという現実があります。そういう意味で、今後高齢者社会が進むにつれまして、医療費の負担というのがどんどん増える可能性があると考えられております、そのための予防医療もあるわけですけども。

それから、もう一つの保険制度として退職者医療、それから前期高齢者、後期高齢者と、これから団塊の世代が退職する過渡期に入っていきますけれども、それにつれて国保財源によりましてそういう負担が大きくなっていくということが考えられます。ですから、後期高齢者だけを別枠扱いといいますか、兵庫県の広域がやっておりますが、その部分で一括して行うということはやはり私は妥当だと考えております。

今後、1つの市町村だけで、1つの地方の町村だけで、そういう後期高齢者医療制度を負担するのは多分不可能ではないかなというふうに考えておりますので、私自身今回の決算については賛成といたします。

以上です。

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 私は後期高齢者に該当する年齢になっております。

それで、その後期高齢者というこの響きです、それと制度について、この自分がその年代になってみて実際に当たってみると、その何とも言えない嫌な気分といいますか、にされるということはなかなか若い方々には理解できないのではないかと感じております。私のもう60歳、だから十五、六年前ですね。その時分は65になったら医療費ただ言うところですよ。もう65歳、高齢者、だからもう65になっても病気しても何の心配もないというのが保険制度やったわけですよ。それが今どうですか。75になっても3割負担でしょう。後期高齢者というて分けて、そら年寄り病気しますよ。当たり前のことすわな。それで、何回も言うようですけども、75歳、

一足飛びで75歳になったんと違うんですよ。ここまで来るのに私75年かかるとるんですよ、これ何回も言いますけども。だから、今になって急に75歳の年寄りが増えたというような、そんなばかげた論議されたらたまらんですよ。そらそういうことを見てこなかった、計算してこなかった、そら行政の責任ですよ、と私は思うんです。

なお言えば、例えば長野県のある村、それからこの間私も高知県へ行ってきましたけども、ある村、これ非常にその地域の行政の何で老人が活性化して、例えば老人1人当たりの所得はずば抜けて日本一やというような村もあります。そこで聞いてみますと、保険料がすごく安いと。そらなぜかということ、老人が生き生きと生きているからということなんです。ですから、私は何もよその町と比べて太子町がその医療費抑制のためにいろんな施策を講じることによって保険料が安くなるということは、そらいいことやと思うんです。ですから、何も県下全体で支え合ったり、全国全体で支え合うということも一つの考え方ですけども、やっぱりそこに自分らの工夫というか、知恵を働かせてよりよい制度をつくり上げるといふ、そういう部分を競争といいますか、そういう部分をやっぱり置いとく必要があると思うんです。ですから、そういう意味からいいますと、この後期高齢者ということで75歳以上はあたかももう弱者のような形で隔離というか、言うとおかしいんですけども、区別をしてしまうというこの制度については、私はどうあっても賛成することができないということで反対といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第6号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第13 認定第7号 平成20年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第14 認定第8号 平成20年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第15 認定第9号 平成20年度

兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

議長（熊谷直行） 日程第13、認定第7号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第9号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

清原良典議員 経済建設常任委員会に付託された案件につきまして委員会審査の報告を行います。

審査した事件、議案番号、認定第7号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月14日月曜日午前10時から午後3時50分。審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、認定第8号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月14日月曜日午前10時から午後3時50分。審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、認定第9号。付託年月日、平成21年9月9日。件名、平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成21年9月14日月曜日午前10時から午後3時50分。審査経過及び結果、1、審査経過は

別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷直行） 以上で経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第7号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は本決算認定に反対討論をいたします。

この決算につきましても、一般会計で述べましたように、委託料、工事請負費については当初も補正予算も具体の金額をただしても明らかにせず、決算もしくは契約の締結するときに、議案の際に、初めて金額が明らかになると、こういうようなことで主張してまいりました。このことは実際に予算が大事でありますのに、それらの金額も明示しないまま白紙委任を迫る、こういうようなことであります。こういうことについては本決算においても到底容認することができません。したがって、改めてこの意見を述べまして反対討論といたしますが、特に委託料等についてはここでも申し述べておきますけれども、地方自治法、財務規則にのっとり基本的にはしっかりと対応をすると、こういうことによって浪費を防ぐこともできるわけありますから、この立場を堅持することを求めて討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第8号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この決算につきましても質疑等で何回も言ってきましたが、皮革汚水を排水する企業がみずからの責任で汚水の処理を行うということが原則中の原則であります。そういうものに血税をつぎ込むなどは絶対に反対でありますし、特に審査報告の中でも出ておりますが、前々処理の義務づけ等必要な施策を講じて、そして機能するように求めること、これが大事であります。住民の負担で稼働させるものでは決してないし、これらの財源はやはり他の国保等の財源に充当す

ること、福祉の財源に充当することが必要であります。

ひいては、これまでにかけた費用が65億円に近くなってるわけですから、これらのことについては本当に総括をして臨む必要があるものと考えます。反省なく血税をつぎ込むことには断じて反対であります。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 報告書を読んでも何にも改善の兆しが見えない、無策そのものであります。反対です。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第9号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 本件につきましても質疑等で明らかにしてまいりましたが、年間総配水量が42万4,732トン減の数字でも明らかでありますように、水需要が激変している中におきまして、特に受水費に係る、いわゆる県水ですね、経費を節減し、料金等住民負担の軽減を図るべきだと、このように考えます。

また、ユーロ円債についてが明らかになった決算でもあります。経過でもあります。公金の管理は安全、確実、有利にすべきでありますのに、これらの運用に手を出したということについても検証されるべき内容であります。これらのことの意見を述べ、反対討論いたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第16 請願第4号 自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願

日程第17 請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願

議長（熊谷直行） 日程第16、請願第4号自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願及び日程第17、請願第5号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願を一括議題とします。

上程中の請願については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 請願審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第4号。付託年月日、平成21年8月28日。件名、自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成21年9月11日（金）午前10時0分から午後5時12分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数で採択すべきものと決した。(3)措置事項として意見書を提出する。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件、受理番号、請願第5号。付託年月日、平成21年8月28日。件名、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成21年9月11日（金）午前10時0分から午後5時12分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成で採択すべきものと決した。(3)措

置事項として意見書を提出する。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ  
します。

議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会  
委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、  
採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議  
案ごとに行います。

まず、上程中の請願第4号自主共済制度を  
保険業法の適用除外とすることを求める請願  
について、これから委員長報告に対する質疑  
を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択で  
す。この請願は委員長の報告のとおり決定す  
ることに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したが  
って、請願第4号は委員長の報告のとおり採  
択することに決定しました。

次に、上程中の請願第5号中小業者の自家  
労賃を必要経費として認めることを求める請  
願について、これから委員長報告に対する質  
疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから請願第5号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択で  
す。この請願は委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したが  
って、請願第5号は委員長の報告のとおり採  
択することに決定しました。

~~~~~

日程第18 意見書案第1号 自主共済  
制度の保険業法の適用見直  
しを求める意見書の提出に  
ついて

議長（熊谷直行） 日程第18、意見書案第  
1号自主共済制度の保険業法の適用見直しを  
求める意見書の提出についてを議題としま  
す。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明  
を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

服部千秋議員 意見書（案）を読み上げ、  
提案とさせていただきます。

自主共済制度の保険業法の適用見直しを求  
める意見書（案）。

第162通常国会で成立し、2006年4月に施  
行された「保険業法等の一部を改正する法  
律」（以後、保険業法）によって、知的障害  
者やPTA、商工業者、開業医などの各団体  
がその目的の一つとして構成員のために自主  
的かつ健全に運営してきた共済制度や公益法  
人関連法の改正に伴い、公益法人が行う共済  
（以後、自主共済制度）が存続の危機に追い  
込まれています。

保険業法の改正の趣旨は「共済」を名乗っ  
て不特定多数の消費者に保険商品を販売し、  
消費者被害をもたらした、いわゆる「にせ共  
済」を規制し、消費者を保護することが目的  
でした。しかし、当初の趣旨が保険業法と、  
その政省令策定の段階で大きく逸脱し、自主  
共済制度も保険会社に準じた規制を受けるこ  
とになりました。その結果、制度の存続が困  
難な団体は廃止・解散を迫られ、制度からの  
脱退を余儀なくされる国民が続出するなど、

深刻な事態になっています。

そもそも「共済」は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助のために創設され、日本社会に深く根をおろしてきました。仲間同士の助け合いを目的に自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は、利益を追求する保険業とは全く異なります。その自主共済制度を保険会社と同列に置き、株式会社や相互会社を設立しなければ運営できないようにするなど、一律かつ強制的な規制と負担の押しつけは多くの自主共済制度を廃止に追い込むこととなります。これは「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反するばかりか、憲法が保障する「結社の自由」「団体の自治権」を侵すことにもなります。

以上のことから、下記の事項を速やかに見直し、改善されるよう求めます。

記。1、自主共済を保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月30日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第19 意見書案第2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出について

議長（熊谷直行） 日程第19、意見書案第2号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

服部千秋議員 意見書（案）を読み上げ、提案とさせていただきます。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）。

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところである。その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労働）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得からの控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的・経済的な不利益を引き起こし自立が困難になっている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができるが、同じ労働に青色と白色で差をつけること自体が矛盾している。

所得税法第56条は、戦前の家制度・世帯単

位課税制度の名残りであり、一人ひとりの人権を尊重する現在の憲法に相反するものとなっている。

派遣労働など、女性や若者の働き分に対して、それに見合う対価がきちんと支払われないことが格差社会を生み出した要因として問題になり、改善する仕組みをつくるのが急務と言われている。一人ひとりの働き分を正當に評価することは人権を守ることであり、自営業の家族従事者にとって、自家労賃を認めていない所得税法第56条の見直しは人権の回復とも言えるものである。

よって、国及び政府に対し、税法だけでなく民法・社会保障にもかかわる人権の問題として憲法の精神を生かし所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月30日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第20 発議第1号 学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の調査事項の追加について

議長（熊谷直行） 日程第20、発議第1号学校給食共同調理センター問題調査特別委員会の調査事項の追加についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいま上程をされました事件につきまして提案説明を行います。議会運営委員会のメンバー全員で上程するものがあります。

これまで学校給食共同調理センターの問題調査特別委員会として調査に当たってまいりましたが、既に文書報告されておりますこの委員会の報告の経過でも明らかのように、これからの課題についてを残す段階に来ておりますが、その後事件も発生したことにより調査を続行し、また契約案件についてもここに加えると、こういうことで提案するものであります。

この委員会は、平成20年2月28日の議会において学校給食共同調理センター問題調査特別委員会として設置を可決したわけであり、今日まで調査目的に基づきいろいろと調査を行い、当初の問題については、先ほども言いましたように、おおむね結論を得る段階に来ております。

ところが、平成21年8月5日の臨時議会で可決しました補正予算において学校給食共同

調理センターの電気配線取りかえ工事等の契約方法に問題が発覚したため、学校給食共同調理センターに関する契約について引き続き調査をする必要が生じてまいりました。よって、設置要綱の調査項目に学校給食共同調理センターに関する契約についての調査研究を追加し、引き続き調査を行います。

これまでほかの契約案件等についても本委員会でというような協議をいたしました。とりあえず学校給食共同調理センターの契約に係る事件については本委員会が継続調査を行うということで、調査目的を加えるということで、ただいま提案いたしましたように、調査事項の4に同項、今申し上げました事件を加えると、こうすることで提案説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 学校給食共同調理センター  
問題調査特別委員会委員の  
選任

議長（熊谷直行） 日程第21、学校給食共同調理センター問題調査特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

学校給食共同調理センター問題調査特別委員会委員の選任については、当初委員である2名の議員が辞職したため、その欠員補充及び1名の委員を追加するため、委員会条例第7条第1項の規定によって、橋本恭子議員、中井政喜議員、中島貞次議員の3名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

~~~~~

日程第22 常任委員会等の閉会中の所  
管事務調査及び活動につ  
いて

議長（熊谷直行） 日程第22、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第6回太子町議会定例会（第421回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時44分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8月27日の招集以来、本日までの35日間でしたが、この間議員各位には一般会計、特別会計等決算認定

を初め、条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます次第でございます。

特に、一般会計決算委員会の委員各位には長時間にわたり精力的にご審議を賜りましたご労苦に対して重ねて謝意を表す次第でございます。また、町長を初め、町当局各位の議会審議に寄せられましたご協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

最後に、本来本定例会の冒頭に申し上げるべきでしたが、同僚議員による不祥事につきまして町民の皆様方に大変ご迷惑をおかけしましたことに対し、太子町議会としておわび申し上げます。6月定例会では倫理条例を遵守する決議をしておりますので、議員各位におかれましてもいま一度身を引き締め、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございませんが、閉会のあいさつとさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘）平成21年第6回太子町議会定例会（第421回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月27日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意、承認案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切に議決いただきましたことを深く感謝を申し上げます次第であります。

さらに、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋の色が濃くなり、一年じゅうで最高の好季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（熊谷直行） どうもご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊谷 直 行

署名 議員 桜 井 公 晴

署名 議員 佐 野 芳 彦